

民間連携事業 精算ガイドライン 2024年度12月追記版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前（2024年10月）	変更後	備考
1	精算報告書の構成と体裁	P8	精算報告書の具体的な構成と様式等	表 1	実際に合わせて修正	
2	精算報告書の構成と体裁	P9	2024年10月以降の手続き簡素化	－	2024年10月以降取り交わしが不要となった打合簿を記載	改定「契約管理ガイドライン」の記載に合わせた
3	費目別証拠書類と留意事項	P22	機材製造・購入・輸送費	機材等納入結果検査報告の打合簿（写）	改定ガイドラインでの取り扱いを明記。	
4	費目別証拠書類と留意事項	P25～27	旅費	－	2024年9月までと10月以降の渡航にかかる手続きの違いが分かるように明記。	
5	費目別証拠書類と留意事項	P27	旅費 航空賃（合意単価の場合）	2024年10月版「経理処理（精算）ガイドライン」<Ⅳ.（４）精算について>	2024年10月版「経理処理（精算）ガイドライン」<Ⅳ.（４）精算について>	ミスタイプ。他の箇所も修正済
6	費目別証拠書類と留意事項	P29	日当・宿泊・内国旅費	－	証拠書類を明確化	
7	現地活動費	P31	雇用者やドライバーの確認印又はサイン	JICAとの契約（業務委託契約約款第14条第3項）	業務委託契約約款第14条第3項（2024年10月版の約款では第14条第4項）	新約款についても追記
8	管理費等	P33	特例経費	2021年7月以降の業務地への渡航再開に伴う特例措置	2021年7月から2023年9月末までの業務地への渡航にかかる特例措置	期間の明確化
9	様式一覧	P36			実際に合わせて修正	
10	精算処理のフロー	P6	業務完了届から精算までの流れの図	履行期限内に精算報告書を提出	履行期限の末日が、2月、3月、8月、9月以外は、履行期限の末日から起算し30日以内に提出	
11	機材製造・購入・輸送費	P21,22	精算時の機材等納入結果検査報告の打合簿（写）の提出	－	※2024年10月以降に納入した機材については、打合簿の取り交わしは不要のため打合簿（写）は不要ですが、精算時に『機材等納入結果検査調査書＜様式-さ＞』（写）の提出が必要です。	記載漏れを追記
12	現地活動費	P29	車両関係費、現地備人費（実費精算の場合）	車両の長期借上げ及び現地備人の雇用を行う場合には、運行管理の実績の確認と記録や日々の労務管理を適切に行う必要があります。	車両の長期借上げを行う場合には、運行管理の実績の確認と記録を適切に行う必要があります。また、現地備人との契約を行う場合には、業務実績の確認と記録を適切に行う必要があります。	現地備人との契約は、雇用契約ではなく、サービス契約となるので、修正